



写真-1 宝塚新大橋から上流を撮影（平成27年9月）

■ 武庫川改修第二期工事

上の写真-1は、宝塚市役所前に架かる宝塚新大橋から上流を撮影したもので、武庫川改修の第二期工事の上流端付近になります。

武庫川の第二期改修工事は、東海道線橋梁から逆瀬川合流点に至る延2里（≒8km）の区間で、大正13（1924）年から昭和3（1928）年にかけて行われました。

概要は『武庫川改修工事概要』（昭和3年4月兵庫県）等によると概ね下記のとおりです。

(1) 改修理由

改修区間は、乱流最も甚だしく田畑の侵食や洪水の氾濫は年と共に増大し、早期整備が求められるとともに、このままの状態を放置するとすでに完成している第一期工事区間（東海道線橋梁～河口）に多大な悪影響を及ぼすことから、第一期工事に引き続き施工する。

(2) 計画概要

計画区域のうち、仁川合流点より下流は概ね第一期工事と同様の計画とし、仁川合流点より上流は、図-1のように河道の状況が下流と全く異なり、無堤地があり川幅がやたらと広く流路は著しく乱れていて、直ちに新堤を築造して川幅を画一にするのは危険との判断から、制水堤を設けてまず流路の統一を図るとともに、現在の堤防を補修して洪水の氾濫を防ぐこととする。

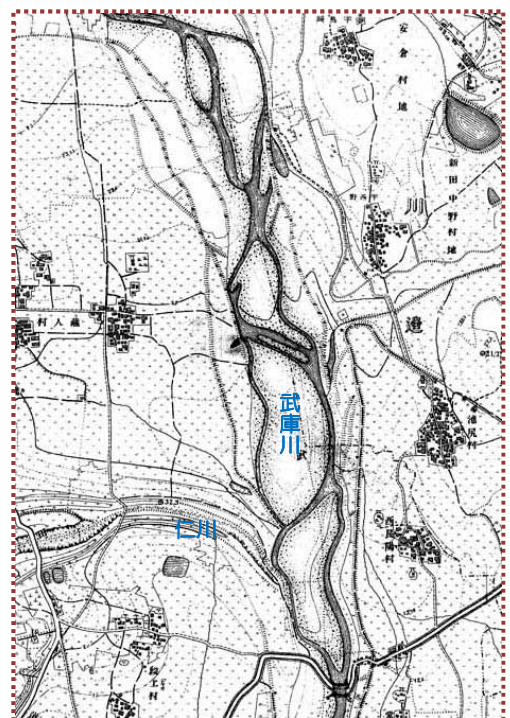


図-1 武庫川の河道状況

（明治18年大日本帝国参謀本部 陸軍部測量局）

(3) 計画流量および勾配

計画流量は、第一期工事区間と同様、毎秒 59,000 立方尺（ $\approx 1,640\text{m}^3/\text{秒}$ ）とする。計画河床勾配は、東海道線橋梁より町杭（1町毎に設置された杭）2里1町までは 1/500、これより2里31町までは 1/360、これより上流は 1/250 とする。

(4) 計画断面

仁川合流点から下流は複断面とし、低水路は平均幅 80 間（ $\approx 144\text{m}$ ）、両法勾配は 5 割とする。高水敷は、両岸とも幅 15 間（ $\approx 27\text{m}$ ）以上を確保して堤防の安全を期す。

仁川合流点より上流は、流路幅 100 間（ $\approx 182\text{m}$ ）の単断面とし、両岸に制水堤を設け、将来流水の力によって河状を整えさせるものとする。

(5) 堤防

堤防は、複断面部で馬踏（ばふみ：堤防天端幅）3 間（ $\approx 5.5\text{m}$ ）、両法勾配 2 割以上、計画高水位より堤防天端まで 6 尺（ $\approx 1.8\text{m}$ 今でいう余裕高）を確保する。単断面部では、馬踏 4 間（ $\approx 7.3\text{m}$ ）、両法勾配 2 割以上とし、計画高水位より堤防天端まで 4 尺（ $\approx 1.2\text{m}$ ）の高さを確保する。

主として現在ある堤防を補修することとし、一部屈曲の著しい箇所は矯正改築する。なお、単断面部の馬踏 4 間としたのは、将来必要に応じ嵩上げする場合に備えるものである。

また、護岸工事は、水制、高水敷法面保護工事、および制水堤の 3 種とする。水制は、東海道線橋梁より仁川に至る間に施工し、法面保護工事は、複断面部の左右両岸全長にわたって柳柵を組み真土および栗石を填充し多数の柳を挿植する。特に、水衝部は全法面に現場打ちの鉄筋コンクリート張工を施工し、根固としてコンクリートブロックを張り立て侵食に備える。

(6) 制水堤

制水堤は、馬踏 1 間半（ $\approx 2.7\text{m}$ ）、両法勾配 3 割以上の土堤とし、計画高水位と一致する高さとする。

制水堤の頭部は現場打ち鉄筋コンクリートまたは袋詰コンクリート張とし、その周りは鉄筋コンクリート板の単床または鉄網蛇籠により保護する。120 間（ $\approx 218\text{m}$ ）から 180 間（ $\approx 327\text{m}$ ）毎に既設堤防から上流斜に向かい、両岸に 15 対を設置する。

総延長は 2,220 間（4,036m）、1 基平均 74 間（ $\approx 135\text{m}$ ）となる。

右の写真-2 は、武庫川右岸の第 10 号制水横堤の頭部工事中のものです。



写真-2 第 10 号制水横堤の頭部（工事中）

(7) 床固工

床固工は、河床低下の防止、護岸・橋梁の維持並びに各用水樋門の水利関係を熟慮し、第一期工事の工法に準じ、町杭 1 里 20 町、1 里 35 町、2 里 14 町、2 里 29 町、2 里 34 町、3 里 3 町、3 里 7 町、3 里 9 町の各付近に計 8 基を設置する。（1 里=36 町、1 町 $\approx 109\text{m}$ ）

いずれも鉄筋コンクリート杭を主材とし、その延長は 900 間（ $\approx 1,636\text{m}$ ）、1 基平均 205m である。写真-3 から分かるように、上流に凸の形状をしていて流れが中央に集まるようになっている。



写真-3 床固工

■ 疑惑を生んだ制水堤の埋立

仁川合流点から上流へ、武庫川の高水敷を歩いてみると、護岸から突出した構造物（右の写真-4・5）が目に入ります。そして、対岸にも同じような構造物が見えます。これが、第二期工事で設置され、完成後まもなく埋め立てられたとされる制水堤の頭部です。



写真-4 右岸の制水堤頭部



写真-5 左岸の制水堤頭部

計画では、15 対 (30 基) の制水堤を設置することとしていましたが、『宝塚市史』によると実際に設置されたのは 29 基だそうです。設置して間もなく、制水堤頭部を結んで護岸が設置され、筆者が過日現地を歩いて確認できた制水堤の頭部はおよそ半数の 14 基でした。

既述のとおり洪水のたびに流路を変えていた武庫川の流れを統一するために、この制水堤が設置されましたが、第二期工事が概成して間もない昭和 3 (1928) 年 2 月 10 日に公有水面埋立法に基づく埋立免許申請 2 件が民間の開発業者から出され、同年 3 月 15 日と 5 月 17 日にそれぞれ免許があります。許可したのは第 19 代兵庫県知事・長延連 (ちょうのぶつら) で、この埋立免許を巡る疑惑が昭和 3 (1928) ~4 (1929) 年の新聞で報じられています。

記事によると報じられた疑惑は下記のとおりです。

- ① 武庫川は準用河川 (大正 6 年 3 月 5 日認定) であるにもかかわらず、旧河川法の手続きを経ずに公有水面埋立法に基づき処理をしている。
- ② 公有水面埋立法施行令では、50 町歩 (現行法令では 50ha) を超える埋立は内務大臣 (現行法令では国土交通大臣) の認可を受けるべし*1、とあるため、37 町歩と 18 町歩に分割して申請させて、知事限りで処分している。
- ③ 有償であれば県に相当な収入が期待できるにもかかわらず無償譲渡している。
- ④ 制水堤の設置趣旨を考えると、巨費を投じて完成したばかりで一度も洪水を経験していない制水堤の埋め立てを認可したことは極めて危険なこと。
- ⑤ 県 (本庁) から西宮工営所に埋立の件で意見照会し、西宮工営所は設計者の市瀬恭次郎に意見を聞いた上で反対意見を述べている。さらに当時の県土木部長も手続き上および技術上の問題から埋立許可に反対しているにもかかわらず知事は強引に埋立免許をおろした。

上記の疑惑を報道したのは主に神戸又新 (ゆうしん) 日報*2 ですが、誤りや疑問点がいくつかあり、全面的に信用することはできません。記事の信憑性に疑問を持つのは以下の点です。

1) 「公有水面埋立法」の対象は、河・海・湖沼等公共の用に供する水流又は水面で国の所有に属するものです。ところが、昭和 3 (1928) 年 3 月 9 日付神戸新聞によると、「…埋立免許の申請が出された。右免許出願は武庫郡良元村並びに川辺郡小浜村及び稲野村地内を通過する武庫川本流に沿う川敷 136,752 坪 5 合 (内 135,077 坪民有、1,675 坪 5 合国有護岸敷) を埋め立て…」とあり、まるで 13 万坪余りが埋立免許の対象のように書かれていますが、対象は全体のわずか 1.2% の国有護岸敷だけで、民有地は法の対象外です。また、疑惑のひとつとされている「無償譲渡」についても、民間からの埋立免許申請に対しては公有水面埋立法第 12 条に基づき地代相当の「埋立免許料」を徴収しているはずなのですが…。

2) その国有護岸敷も常時水面下にあるものではないことから、「公有水面埋立法」に基づき処理をするには無理があります。当時武庫川は旧河川法に基づく準用河川であったことから、報道で指摘のとおり旧河川法第 44 条*3 に基づく手続きを取るべきです。

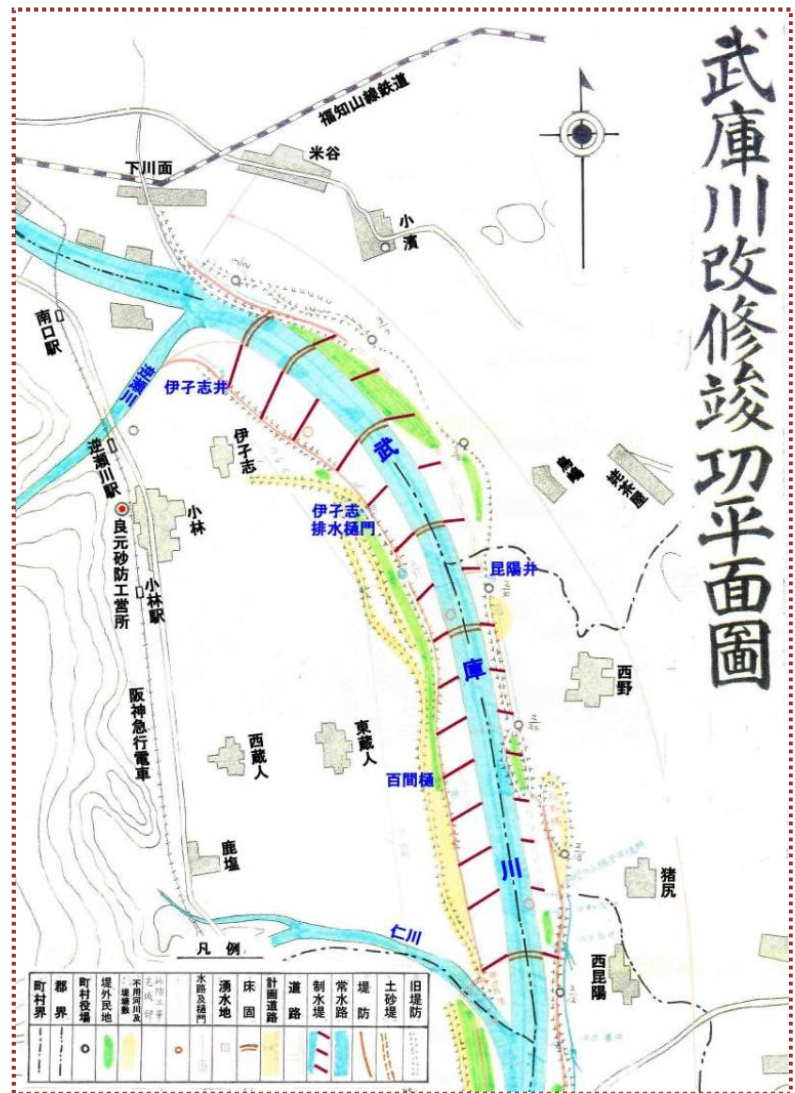


図-2 武庫川改修第二期工事における制水堤設置状況

3) 『武庫川改修工事概要』には、「堤外用地は全部寄附に属し、後日堤外地の廃川地処分の際に若干の代地交付を条件として寄附させるものとする」とあり、堤外民地が存在したのは間違いありません。旧河川法では、河川敷地の私権を認めていない(第3条)ので、案外簡単に堤外民地の寄附が受け入れられたのかもしれませんが。

4) 一方『宝塚市史』には、「堤外用地は全部が寄附で、後に堤外地の廃川地処分を行った時、若干の代地を交付した。その後地主と住宅会社とが個々に護岸工事を行い、これを埋立てた。そのうち四万坪は時局を反映して大企業の工場敷地となり、ここに昭和ペアリング製造(株)(後に東洋ペアリング製造(株)と合併)が進出してきた。」とあり、「廃川地処分」が何に基づいて行われたのか記載がありませんが、民有地となって後に埋立が行われたように読み取れます。

5) 図-3 左の地図を見ると、昭和ペアリング製造(株)の工場敷地がすでに造成されています。また、図-3 右の地図では、右岸側の制水堤がすべて埋め立てられていて埋立の推移がわかります。

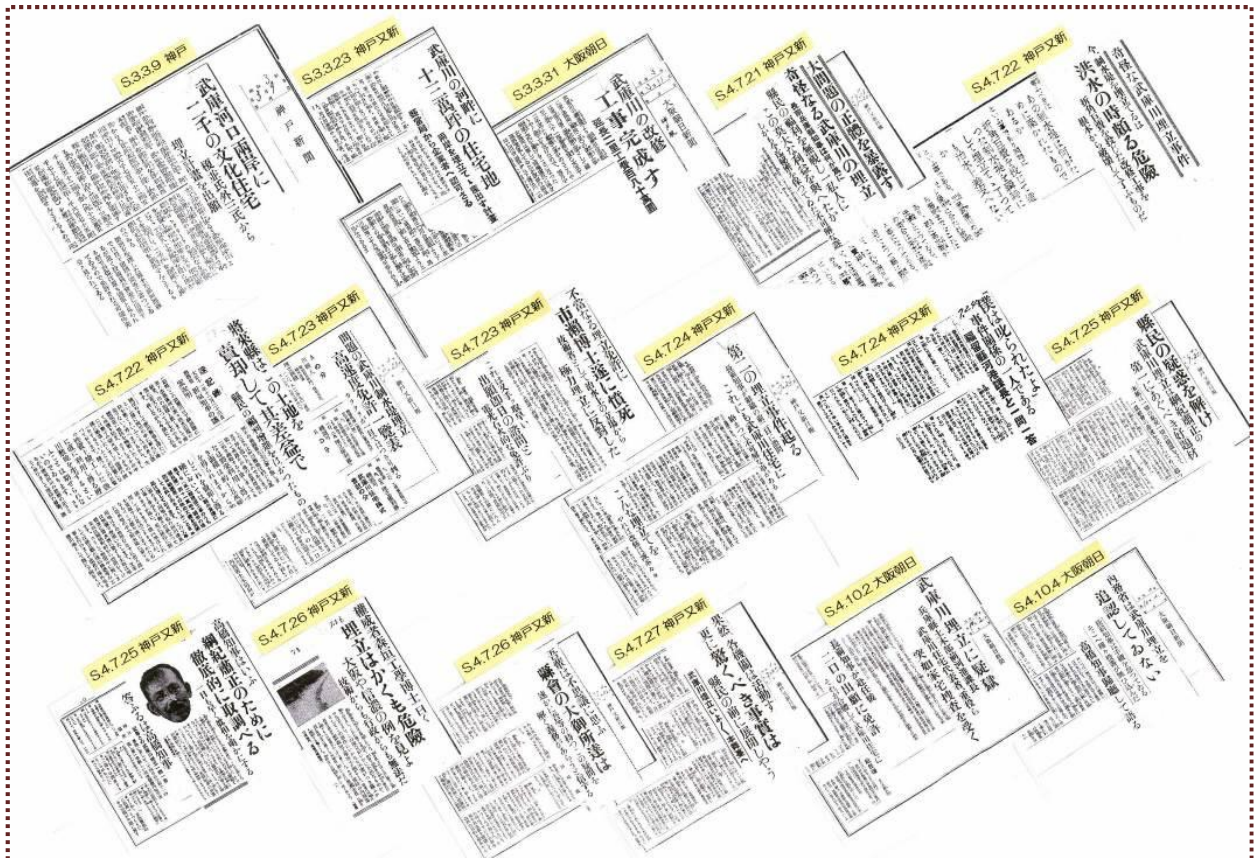


写真-6 武庫川埋立を報じた新聞記事

疑惑を生んだこの件は、神戸新聞によりドラスティックな見出しで報じられ、昭和4(1929)年10月2日の記事では、当時のF元河港課長宅や申請者の武庫川住宅(株)代表F氏宅、同社常務取締役でY元県土木部長宅等に家宅捜索が入るまでに発展しました。しかし、いよいよこれからクライマックス、というところで記事が途絶えていて結末がわかりません。

疑惑の渦中にあった長延連氏は、昭和6(1931)年12月、第35代警視總監に就任しているので、特に問題となるようなことは出なかったのかもしれませんが。しかし、これでケチがついたのか、同氏は就任した翌月の1月8日に起きた桜田門事件^{※4}により警視總監を罷免され退官しています。

記事の詳しい内容については、神戸大学電子図書館の新聞記事文庫で閲覧できますのでご覧ください。

※1 公有水面埋立法施行令：(大正十一年四月八日勅令第百九十四号)第32条：左二掲グル埋立ノ免許ニ付テハ都道府県知事八国土交通大臣ノ認可ヲ受クハシ ～ 三 埋立区域ノ面積50haヲ超ユル埋立ノ免許

※2 神戸新聞：明治17(1884)年創刊し、昭和14(1939)年休刊。神戸市の「五州社」が発行した日刊新聞。当時同紙は、反松方内閣、反川崎財閥の立場にあったことから、これに対抗するため、明治31(1898)年に同財閥総帥で川崎造船所を経営する川崎正蔵の個人資本により「神戸新聞」が創刊された。翌明治32(1899)年、松方正義首相の三男・松方幸次郎が「神戸新聞」の

初代社長に就任し、両紙間の熾烈な報道合戦、部数争いが繰り広げられた。「一県一紙」という第二次世界大戦時下の新聞統制により、兵庫県は「神戸新聞」一紙に限定されたため、神戸又新日報は昭和 14（1939）年 6 月 30 日をもって休刊となった。

※3 旧河川法第 44 条：河川敷ノ公用ヲ廢シタルトキハ地方行政庁ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ之ヲ処分スヘシ 但シ此ノ法律ノ施行前私人ノ所有權ヲ認メタル証跡アルトキハ其ノ私人ニ下付スヘシ

※4 桜田門事件：昭和天皇の暗殺を狙った襲撃事件で、4 事件ある大逆事件の一つ（最後）である。犯人は大韓民国臨時政府の抗日武装組織「韓人愛国団」に所属していた李奉昌で、天皇に危害を加えようとしたなどで大逆罪に問われ、死刑となった。

1 月 8 日、陸軍始観兵式のため行幸が行われていた。午前 11 時 44 分頃、還幸中に、皇居・桜田門の外、麴町区桜田町警視庁庁舎前の通りに差し掛かった還幸の列の馬車に対して、突然、奉拝者の線から沿道に飛び出した男が手榴弾を投げつけた。狙われた馬車は 2 両目の御料馬車で、宮内大臣一木喜徳郎が乗車していた。手榴弾は左後輪付近に落ちて炸裂したが威力は小さく、馬車と隊列はそのまま進んで午前 11 時 51 分頃、皇居内に到着した。後に破片で、騎乗随伴していた近衛騎兵 1 人とその乗馬と馬車馬の馬 2 頭が負傷していたことがわかった。

昭和天皇は 3 両目の御料馬車に乗車しており、手榴弾はその 32m も前方で炸裂、車内にあって音を聞いた程度だった。奈良武次武官長が陪乗していたが、天皇は極めて冷静沈着であったとか。襲撃者は 1 名で、即座に逮捕された。

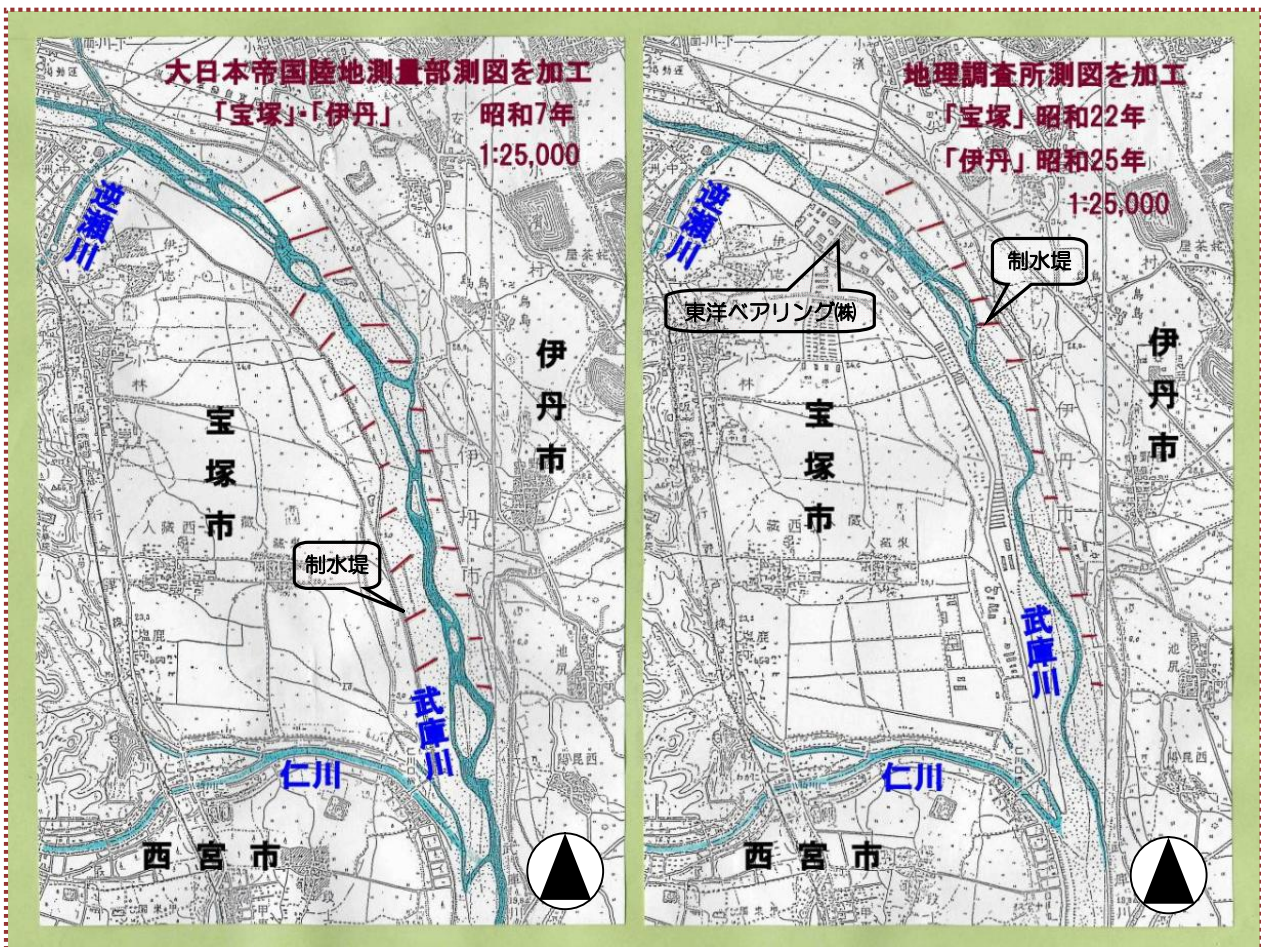


図-3 制水堤設置後と埋立後の比較

■ レク利用の要請に応じて単断面から複断面へ

仁川合流点から上流の武庫川は、既述のとおり単断面でしたが、地元市からの河川敷のスポーツ・レクリエーション利用の要望を踏まえ、昭和 50 年代後半に河川環境整備事業により高水敷を造成して複断面になっています。造成は、流下能力が減じないよう河川中央部の河床を掘削し、その土砂を両側に盛り立てたものです。

なお、床固や井堰はそのままですり付け処理をしています。

■ モノローグ

疑惑を生んだ制水堤の埋立は、当時の新聞や『宝塚市史』、古い地図や航空写真等を調べてみましたが、結局その真相は分からず、記事も途絶えてしまっています。難しい時代背景があったのかもしれませんが、一部の制水堤が完成後間もなく一度の洪水も経験することなく埋め立てられたことは上記の地図からも事実のようです。

昭和 13 (1938) 年の阪神大水害では、武庫川は表六甲河川のような大災害は起きなかったものの、橋梁流失や護岸の決壊など大きな被害を被っています。“暴れ川”の恐ろしさを軽視し、巨費を投じて建設した制水堤が一度も機能することなく埋め立てられてしまったことについては憤りを覚えます。

【参考資料】

- 1 『武庫川改修計画概要』 兵庫県西宮工営所 大正 9 年 7 月
- 2 『武庫川改修工事概要』 兵庫県 昭和 3 年 4 月
- 3 『神戸大学電子図書館～新聞記事文庫』 神戸大学附属図書館デジタルアーカイブ
- 4 『宝塚市史～第三巻』 宝塚市史編集専門委員編 昭和 52 年 3 月
- 5 『公有水面埋立法、神戸又新日報、桜田門事件、キンクロハジロ』 フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

キンクロハジロ (金黒羽白)

カモ科ハジロ属に分類される鳥類。虹彩は黄色で、和名キンの由来になっている。和名クロは羽衣に由来する。初列風切の上面には白い斑紋が入り、和名ハジロの由来になっている。湖沼・河川・河口・内湾・堀などに生息する。食性は雑食で、水面を動き回って獲物を探し、潜水して捕食する。水生植物・昆虫・貝類・甲殻類・軟体動物・魚類やその卵・カエルなどを食べる。武庫川新橋上流の川面で泳いでいた。



写真-7 キンクロハジロ (金黒羽白)

※発刊：平成 25 (2013) 年 11 月 『ひょうご水百景』 No.30

改訂：令和 8 (2026) 年 4 月 『ひょうご水百景』 No.30